

社会保険 おきなわ

2017

3

NO.467

今月の記事

- P2 …従業員を採用した場合
- P3 …従業員が退職した場合
- P4 …平成 29 年度の保険料率が変わります
- P5 …退職後の健康保険のご案内
- P6 …会社を退職された方の国民年金への
手続きについて
- P7 …退職時における資格喪失証明書の作成に
ついて
- P8 …お手伝いします！職場の健康づくり！



瀬長島

職場内で閲覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

年金事務所 からののお知らせです。

従業員を採用した場合

事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届』を提出しなければなりません。また、扶養者がいる場合は同時に『健康保険被扶養者(異動)届』も必要になります。



【資格取得届記載例】

フリガナ、新旧漢字を
楷書で記入

(年金手帳の漢字が違っている
場合は氏名変更届を提出)

もれのないように

年金手帳を確認して記入
年金手帳を紛失のときは
「年金手帳再交付申請書」
を同時提出。添付がなければ
資格取得届を受理でき
ません。

短時間労働者(3/4 未満)にかかる
届出は、備考欄に「短時間労働者
(3/4 未満)」と記入して下さい。

支給総額の見込み額
1ヶ月分の給与と支払見込み額を
記入

アパートやマンション名の
フリガナは必ず記入

受付日より60日以上さかのぼると
きは、取得した月の賃金台帳、出勤
簿の写(役員は議事録も)を添付

基礎年金番号を確認できない場合で、住民
票の住所以外に郵便物が届く住所があると
きは、備考欄に住民票上の住所を記入(郵便
物の届く住所を被保険者住所欄に記入)

【被扶養者(異動)届記載例】

国民年金第3号届(3枚目)を同時に提出する場合は記入→3枚目の右下欄も配偶者が必ず記入

「小5、中2、高1、大学2」など
学生の場合は学年を記入

失業保険、年金など

退職の翌日、出生日

用紙はホームページから！(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)

資格取得届や資格喪失届は多数の場合CD・DVDでの届出も可能です。

お問い合わせ先は、
各年金事務所の適用調査(徴収)課です。
(自動音声案内 3番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

年金事務所 からののお知らせです。

従業員が退職した場合

事業主は5日以内に『健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届』を提出しなければなりません。その際は必ず健康保険証を添付しなければなりません。添付できない場合は『被保険者証滅失届』または『被保険者証回収不能届』を提出して下さい。また、健康保険証については、**資格を喪失した日から無効**になります。
※被扶養者の保険証もすべて添付します。70歳以上の方は高齢受給者証も添付します。



【資格喪失届記載例】

届出コード 01		届出区分 1		届出年月日 2016.03.01		届出者氏名 那覇 あああ		健康保険 被保険者資格喪失届		厚生年金保険 被保険者資格喪失届		退職した日の翌日を記入する 60日以上さかのぼるときは賃金台帳、 出勤簿の写(役員は議事録も)を添付	
被保険者氏名 那覇 あああ		生年月日 46.01.11		年金番号 300911		退職日 2016.03.01		退職のときは「その他4」		退職理由 1		退職日を記入	
健康保険 被保険者資格喪失届		厚生年金保険 被保険者資格喪失届		退職日 2016.03.01		退職理由 1		退職日を記入		退職理由 1		退職日を記入	

退職後の社会保険はどうすればいいの??

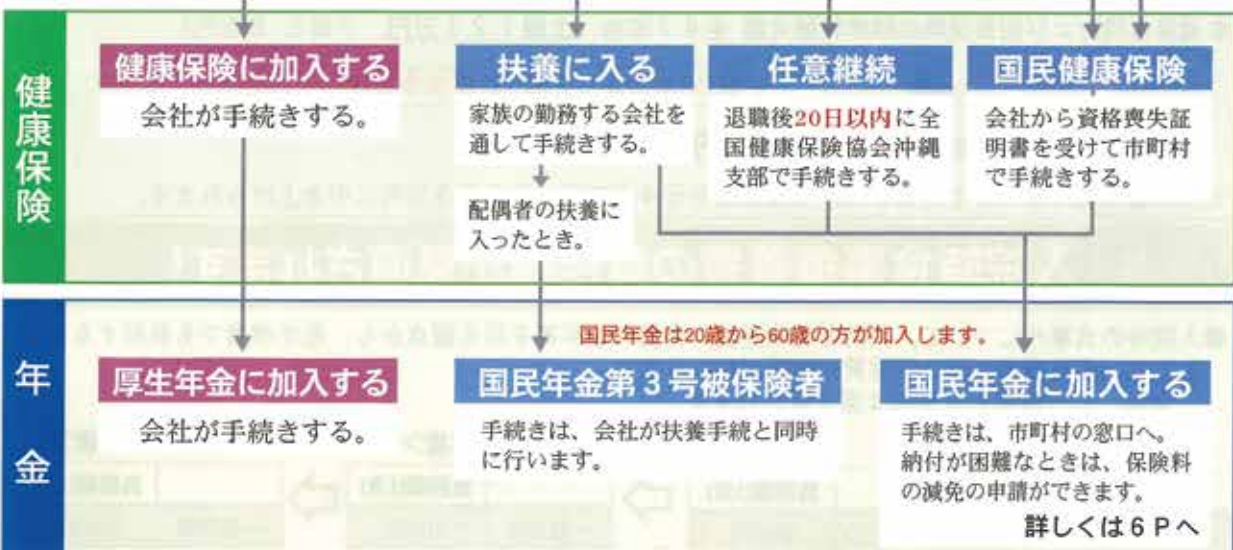


会社から資格喪失証明書(任意様式)を交付

見本の様式例は7Pに記載しています。

次の会社に就職したとき

就職しないとき



お問い合わせ先は、
各年金事務所の適用調査(徴収)課です。
(自動音声案内 3番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。**平成29年度の保険料率が変わります**

協会けんぽ沖縄支部の **平成29年3月分（4月納付分）** からの健康保険料率および介護保険料率が以下のとおり改定されますのでお知らせします。

※任意継続被保険者の方の保険料率は平成29年4月分（4月納付分）から適用されます。

健康保険料率（沖縄支部）

※健康保険料率は加入している都道府県支部毎に異なります。

介護保険料率（全国一律）

※40～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料に介護保険料が加わります。

今回の改定に
よる保険料の
増額は？

【例：標準報酬月額が24万円の場合】

- 健康保険料のみ : 11,844円 ⇒ 11,940円 96円増額（被保険者負担分）
 - 健康保険料＋介護保険料 : 13,740円 ⇒ 13,920円 180円増額（被保険者負担分）
- ※保険料は労使折半ですので、事業主も同額の負担増となります。

協会けんぽでは、保険料率の上昇を抑えるため、さまざまな取り組みを行っています。

ジェネリック医薬品の使用促進	レセプト点検・経費削減	健診・保健指導	健康保険の正しい利用	扶養家族の再確認
業代の負担が少なくなるジェネリック医薬品の使用を促進しています	医療機関から誤った医療費の請求がされていないか点検しています	加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます	審査の厳格化等により不正受給の防止を図っています	皆さまのご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうか定期的に再確認しています

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが保険料率の上昇を抑える大きな力となります

沖縄支部におきましても、医療費の上昇を抑え、保険料率が下がるよう努めてまいりますので、引き続き加入者および事業主の皆さまのご協力をよろしくお願いします。

＜保険料率に関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2246＞

健康保険事務ご担当の皆さまへ

退職で資格喪失される方の

保険証の回収 にご協力をお願いします！

在職時の保険証が使用できるのは、**退職日まで** です

- 退職される方から保険証をご家族の分も含めて全て回収し、資格喪失届に添付して5日以内に日本年金機構沖縄事務センターへ提出をお願いします。
- 退職をされる方が、国民健康保険等に参加するための手続きをスムーズに行えるよう、「資格喪失証明書」の交付をお願いします。（資格喪失証明書の様式例を協会けんぽ沖縄支部ホームページに掲載しています。）

＜保険証に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2282＞

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

退職後の健康保険のご案内

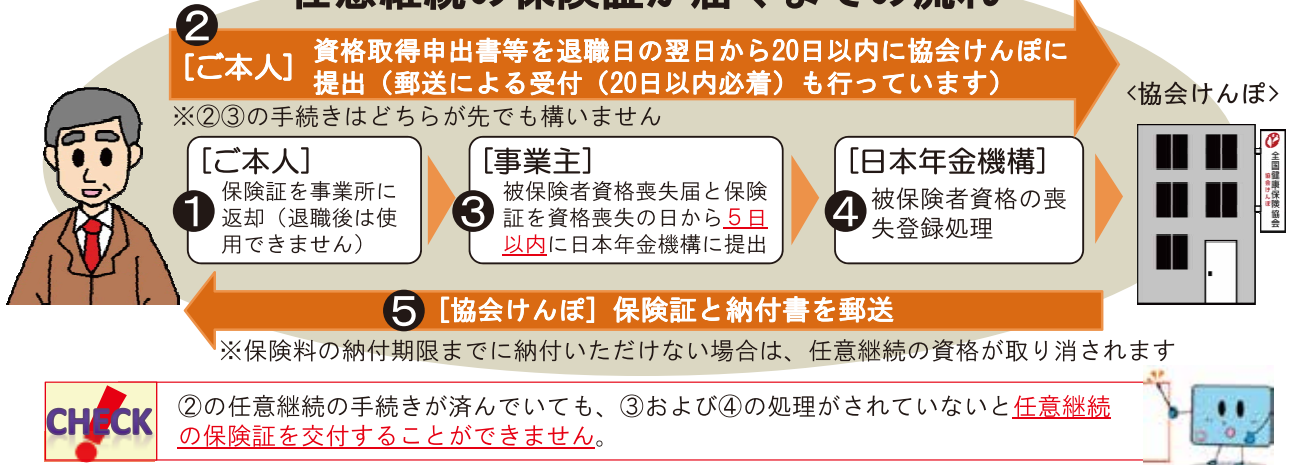
退職後の健康保険は、「健康保険任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険の扶養」の3つの健康保険から選択することになります。

毎月納める保険料の金額等を比較のうえ、選択された健康保険の加入手続きをお願いします。

※健康保険組合または共済組合に加入している方の任意継続については、ご加入の組合にお問い合わせください。

加入先	協会けんぽの 健康保険任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市町村役場の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	●退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること ●退職日の翌日から20日以内に手続きすること(郵送の場合は必着)	お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください	扶養の条件を満たしている必要がありますのでご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職時に控除されていた健康保険料の2倍の額 ※保険料には上限があります(標準報酬月額28万円の保険料が上限となります) ※お住まいの都道府県の保険料率が適用になることから、2倍の金額にならない場合があります	●加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります ●保険料の減免制度があります ●お住まいの市町村役場で保険料が異なります ●保険料は、原則、毎年度変更になります	被扶養者としての保険料負担は原則ありません

任意継続の保険証が届くまでの流れ



《任意継続に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2282》



全国健康保険協会 沖縄支部 協会けんぽ

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎代 表: 098-951-2211

企画総務(保険料率、広報): 098-951-2246

業務(給付、保険証、任意継続): 098-951-2282

保健(健診、保健指導): 098-951-2011

レセプト(第三者行為(交通事故等)): 098-951-2285

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

協会けんぽ 沖縄

検索



年金事務所 からのお知らせです。

会社を退職（失業）された方へ

国民年金への変更手続きはお済ですか？**国民年金の届出が必要です！**

- 20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

【手続きについて】 お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】 年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類。

【保険料額】 国民年金の保険料は毎年度変わります。平成28年度の月額保険料は16,260円です。

国民年金保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料が全額または一部（4分の1、半額、4分の3）の保険料が免除になる制度があります。

メリット1**退職(失業)の場合は、退職(失業)された方の前年の所得をゼロとして審査されます！**

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職（失業）された方の所得をゼロとして審査されます。

メリット2**免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます！**

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1と計算されます。

メリット3**万が一の際にも保障を確保！**

病気や事故で傷害が残ったときの傷害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金も確保されます。

【申請について】

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へ提出してください（事務センターは郵送のみ）。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができます。ただし、申請が遅れると**万一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職（失業）時の免除審査の特例〔退職（失業）された方の所得をゼロとして審査〕が受けられない場合があります。申請書はすみやかに提出してください。**【申請に必要なもの】**

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）
- ②年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された保険料をあとから納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。免除期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納した場合は全額納付として算定されますので、追納をお勧めします。

- ・老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- ・追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- ・免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

「免除」や「追納」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

**日本年金機構**
Japan Pension Service**お問い合わせ先**各年金事務所の
国民年金課
(自動音声案内2番)**那覇**

098-855-1111

浦添

098-877-0343

コザ

098-933-2267

名護

0980-52-2522

平良

0980-72-3650

石垣

0980-82-9211

年金事務所 からののお知らせです。



従業員が退職した時など、被保険者資格を喪失した時は
「資格喪失証明書」を作成し交付してください。

忘れていませんか？

(作成例)

健康保険 厚生年金保険 資格喪失 証明書

1. 被保険者(被保険者であった者)について記入する欄

フリガナ	ネン キン タロウ	生年月日	昭和・平成 34 年 5 月 6 日
氏 名	年 金 太 郎		
現 住 所	〒 900-0025 那覇市 壺川 2-3-9		
基礎年金番号	8250-123456		
保険者番号	01470012	被保険者証 記号番号	記号: 番号:
取得年月日 (入社日)	昭和 平成 5 年 11 月 1 日	喪失年月日 (退職日の翌日)	平成 29 年 3 月 1 日

2. 被扶養者(被扶養者であった者)について記入する欄

氏 名	生年月日	続 柄	認定年月日	解除又は喪失年月日
年金 花子	昭平 38 年 9 月 23 日	妻	昭平 5 年 11 月 1 日	昭平 29 年 3 月 1 日
年金 大介	昭平 7 年 10 月 15 日	子	昭平 7 年 10 月 15 日	昭平 29 年 3 月 1 日
	昭平 年 月 日		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日
	昭平 年 月 日		昭平 年 月 日	昭平 年 月 日

平成 29 年 3 月 5 日

事業所名 ○○商事
所在地 ○○○ ○○○○ ○○○-○-○
代表者名 ○○ ○○ 印
電話番号 ○○○-○○○-○○○

※保険者が、全国健康保険協会沖縄支部の場合は保険者番号は01470012です

※上記ご案内の『資格喪失証明書』用紙を 一般財団法人 沖縄県社会保険協会 ホームページに掲載しております。
[沖縄県社会保険協会]で検索 > ホーム > トップページ「新着のお知らせ」内に掲載しております。

お問い合わせ先は、
各年金事務所の適用調査(微収)課です。
(自動音声案内 3番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

一般財団法人 沖縄県社会保険協会からののお知らせです。

お手伝いします！職場の健康づくり！

～沖縄県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、健康づくりの実践支援を行っています～

●健康づくり講師の派遣●

保健・栄養・運動など、それぞれの専門スタッフが、あなたの職場に伺います。社内健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください！

＜講演内容：例＞

保健師

- ・生活習慣病の予防・療養
- ・メタボ予防
- ・喫煙、飲酒の影響
- ・健康相談（血圧・体脂肪等測定）

管理栄養士

- ・食事と健康
- ・食生活の改善
- ・メタボ対策の食生活
- ・ヘルシー献立のたて方（食事ダイエット法）

健康運動指導士

- ・正しいウォーキング運動
- ・健康体操（腰痛・肩こり予防）
- ・すぐ出来るストレッチ
- ・体力測定

その他専門家

- ・セクハラ、パワハラ
- ・メンタルヘルス研修
- ・受動喫煙
- ・リラクゼーション講習会

健康づくりを会社内でもはじめてみよう！でも、どうすれば…

＜実技内容：例＞



（その他にも、ピラティス、腰痛関和体操・・・等々）

★内容はご要望に応じて出来る限り対応させていただきます。お気軽にご相談ください。

★講師の確保・調整のため、**一ヶ月前まで**にお申し込みください。

＜実施対象＞ 沖縄県内の沖縄県社会保険協会会員事業所＞

健康づくりに関する費用は **無料** です！！

●健康づくりDVD・ビデオの無料貸出●

沖縄県社会保険協会では、職場の皆様の健康づくりの啓発に使用されるよう、健康づくりに関するDVDを無料で貸出しております。

＜DVD内容の一例＞

- ・ウォーキング、ジョギング
- ・メンタルヘルス、ストレス
- ・睡眠と健康
- ・メタボリックシンドローム
- ・生活習慣の見直し
- ・健康診断結果の見方 等々

★上映時間：約30分程度

★借用期間：1週間程度

（詳細はHPをご参照ください）

まずはお気軽にご相談ください！！

●健康づくり事業のお申し込み●

- ▶「沖縄県社会保険協会」で検索
- ▶ホーム ▶事業案内 ▶健康づくり事業

＜健康づくり講師の派遣＞

- ▶健康づくり講習会等の申し込みはこちら

＜無料DVD貸出＞

- ▶貸出DVDラインナップ、申込書



一般財団法人 沖縄県社会保険協会 ☎ 098-861-2681

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月1日(水)、10日(金)、24日(金)、4月3日(月)、14日(金)、28日(金)。各午後1時から5時まで。

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 098-861-2681

無料電話相談

